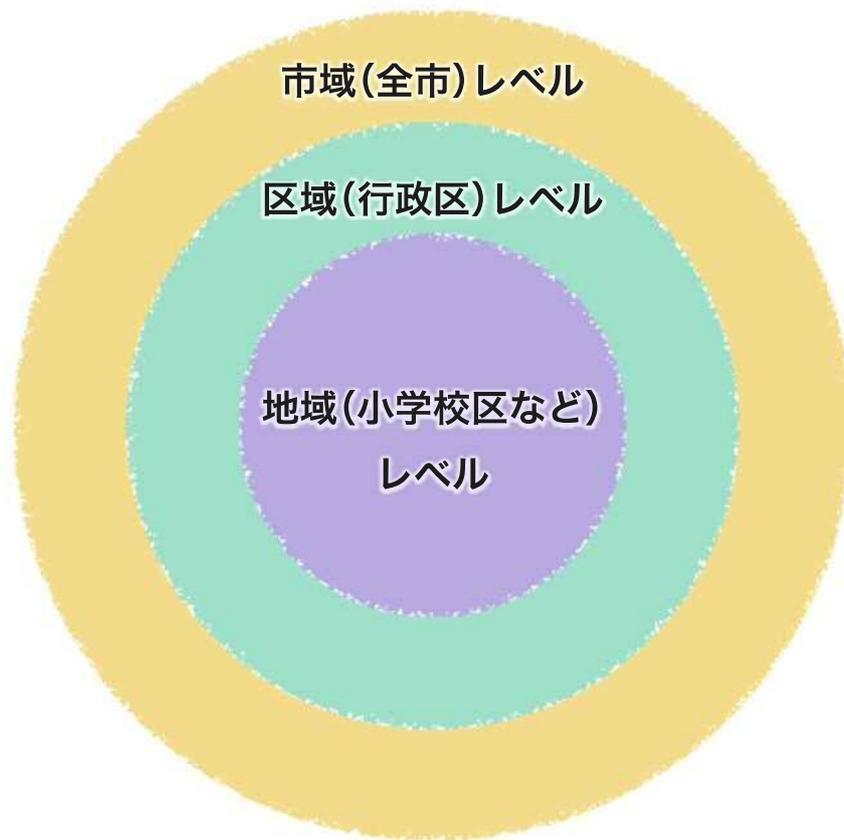


1 三層制による取組の推進

川崎市は、人口150万人を超える大きな政令指定都市であることから、これからのコミュニティ施策を考えるに当たっては、小学校区などの身近な範囲である「地域レベル」の取組、行政区を範囲とする「区域レベル」の取組、全市を範囲とする「市域レベル」の取組の三層制により、きめ細かく取組を推進します。

「地域レベル」では、身近な地域の中で、新たな居場所や多様なつながりを創出すること、「区域レベル」では、地域の活動等を下支えや補完しながら、各区の特性に応じた支援策を実施すること、「市域レベル」では、市内中間支援組織の連携強化と効率的・効果的な支援体制を構築すること等を取組の軸として進めます。



こうなったらいいなと思う10年後の地域の姿：
市民検討会議ワークショップでの意見

- ・7区横並びではなく、区の独自性を大事に
- ・7区の横のつながり・連携を大事に
- ・500mの範囲(300～400世帯)で移動できるコミュニティの単位を考える など

2 地域レベルの新たなしくみ

(1) 地域の居場所「まちのひろば」の創出

身近な地域での気軽なつながりの場所が求められており、誰もが気軽に集える出会いの場として、官民間わず、多様な地域資源を活用して、「まちのひろば」を創出し、人材・資源のネットワーク化や情報共有の促進、地域課題の解決等に取り組み、ひいては市民のつながりの向上を図ります。

「まちのひろば」は、場所そのものへの愛着を育む効果も期待されることから、場所がある方が望ましいですが、空間に限定せず、常設である必要もありません。その概念は幅広く、例えば、3人集まれば「まちのひろば」が展開し、何かしらの変化が生まれ、創発につながるという考え方です。また、地域包括ケアシステムにおける生きがいづくり、健康づくり、支え合いのしくみづくり、そして課題解決の場としての役割を果たしていくものともいえます。

今後、「まちのひろば」を生み出すしくみづくりを進め、川崎のまちのそこかしこに多様な居場所が生まれていくように取り組んでいきます。

こうなったらいいなと思う10年後の地域の姿：
市民検討会議ワークショップでの意見

- ・若い世代が戻ってきたいまち（好きなことがやれる場があること、小さな単位の居場所）
- ・小さなエリアに多様なスペースが欲しい、こども文化センターなどの既存公共施設、道路や公園の活用
- ・コワーキングスペースや空き家を活用した街かどカフェの整備、気軽に参加できる円卓会議（ラウンドテーブル）が必要 など

(2) 「まちのひろば」の機能

「まちのひろば」は、目的がなくても、誰もが気軽に集える場であることと同時に、活動中の人々やこれから頑張りたいと思っている人々のための場や、地域の人材が専門性を発揮して、新しい活動に結び付く「コトおこし」ができる場にもなることが想定され、次のような機能が考えられます。

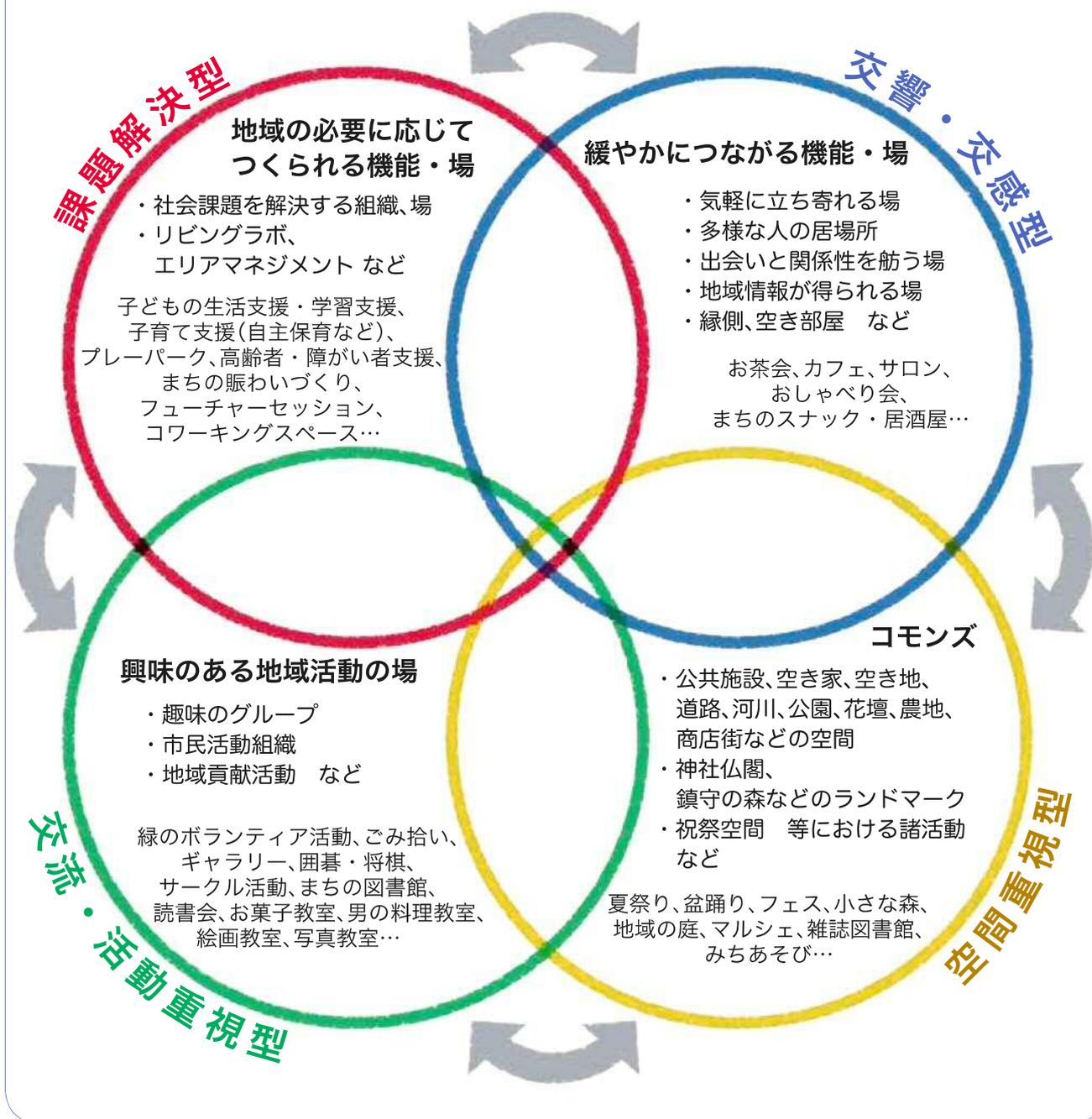
- ・参加のきっかけとなる地域の居場所
- ・家庭、学校・職場以外の地域の居場所（サードプレイス）
- ・地域において「自分が求めるつながり」を探し出せる場所
- ・楽しい・関わりたいと人を惹きつけるコミュニティの入口
- ・誰もが気軽に集える出会いの場
- ・地域の課題解決の場
- ・地域の支え合い活動の場
- ・生きがいづくりや健康づくりに資する場
- ・事業者の社会貢献活動（CSR²⁸やCSV²⁹）との連携の場
- ・文化芸術活動などを通じた交流の場

「まちのひろば」は、場所がある方が望ましいですが、必ずしも空間としての固定的・専有的な場所の確保を必要な条件とせず、その機能や課題解決につながる活動自体を重視します。

28 CSR... Corporate Social Responsibility；企業の社会的責任

29 CSV... Creating Shared Value；企業価値と社会的価値を同時に実現する共通価値の創造

「まちのひろば」のイメージ



上の四つの類型は、あくまで便宜的に示したものであり、各々に示されている活動や機能等は固定的なものではなく、複合的なものであり、その時間的・空間的な諸条件により様々に変化します。

- ※ リビングラボ... 市民・企業・自治体・大学・研究機関などの様々な主体が集い、社会課題の解決に結び付く取組を開発し、実験的に実践する協働の場
- ※ エリアマネジメント... エリアマネジメント特定の地域(エリア)を単位に、行政以外が主体となって、まちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行おうという取組
- ※ プレーパーク... 子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶことを通じて、自分らしく成長していく遊び場、冒険遊び場
- ※ フューチャーセッション... 市民・企業・自治体・大学・研究機関などの様々な主体が同じ問いを共有し、話し合いながら、それぞれが主体的に実行することを促す場
- ※ コワーキングスペース... 様々な業種、年齢の人々が集まり、仕事をするを通じた、ノウハウやアイデアを共有し、協働を促す場所
- ※ コモンズ... 誰にでも開かれた市民の共有資源
- ※ マルシェ... 朝市・青空市など、生産者と消費者を直接結び付ける市場

(3) 「まちのひろば」の多様な形態

既存公共施設の地域化や民間の地域資源やオープンスペースの活用など、様々な形態が考えられます。



なお、ここでは、「まちのひろば」には、具体的な空間としての場があった方が、より活動の活性化につながるという考え方のもと、様々な空間の形態について示していますが、SNS上のコミュニティなど、具体的な空間としての場を必要としないものもあると考えます。

(4) 「まちのひろば」への行政の関わり方

庁舎、学校、こども文化センター、いこいの家などについて、より自由度の高い活用に向けた、地域での利用ルール決定や、その管理・運用への参加を促進するなど、公共施設の地域化や、カフェなどの飲食店、公開空地、空き家、空き部屋等の民間資源の活用を推進するとともに、「まちのひろば」の自主性や自律性を尊重しながら必要な支援を進めます。加えて、地区カルテを活用した住民の主体的な活動の創出に向けた取組など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組と連携して進めます。

そのような考え方に基づき、関わり方の一例として、空き部屋（空きスペース）の活用を行う場合は次のような支援が考えられます。

【行政施策の一例】

- ・ 立ち上げ支援（例：担い手づくり、地域資源、地域ニーズの調査、専門家による支援 等）
- ・ 看板の作成、配布（例：「まちのひろば」の看板の作成支援 等）
- ・ 「まちのひろば」同士のネットワーク構築（例：オーナー同士の連絡会議の開催 等）
- ・ 広報支援（例：マップの作成、HPの活用 等）

なお、こうした行政の関わり方はあくまでも一例であり、前述のとおり「まちのひろば」は幅広い概念であり、行政としてエリアや目標数を設定し、計画的に整備を進めていくという性格のものではありません。また、必ずしも固定的な場所を必要とするものではないという考え方なども踏まえ、それぞれの自主性や自律性を尊重しつつ、その支援のあり方、公共関与、区域レベルのプラットフォームとの関係性などについて検討、調整を進めます。

また、コミュニティ形成を支援する視点から、「まちのひろば」から顕在化した多様な地域の課題の解決に向けて、主体間や行政内部における役割分担を明確にした上で、取組を推進します。

3 区域レベルの新たなしくみ

(1) 区域レベルのプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」の創出

市民自治と多様な価値観を基盤とするこれからの都市型コミュニティを目指して、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する区域レベルの「新たなしくみ」として、地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革（ソーシャルイノベーション）を促す基盤（プラットフォーム）を創出します。

なお、区域全体をカバーするテーマ包括的なプラットフォームについては、新しいことを実験的に起こしていく機能に着目して、「ソーシャルデザインセンター」としてはありますが、その具体的な名称については、今後検討していきます。

こうなったらいいなと思う10年後の地域の姿：
市民検討会議ワークショップでの意見

- ・7区ごとに活動の拠点があり、つなぎ役のコーディネーター（有償）が必要では
- ・多世代が集まる場としてコミュニケーションのプラットフォーム、ソフト面のしくみが重要
- ・企業と市民活動団体のマッチング、それらをつなぐコーディネーター機能が重要 など

(2) 「ソーシャルデザインセンター」の機能

「ソーシャルデザインセンター」の基本的な機能としては、以下のものが考えられます。

- ・人や団体・企業、資源・活動をつなぐコーディネート機能とプロデュース機能
- ・支援のニーズ（活動支援、資金助成、相談、情報収集）とメニューの効果的なマッチング
- ・地域課題の解決を目指した社会実験の展開
- ・地域からの視点や市民の立場に立って、助言や専門的知識を活かした技術的支援、課題提起等を行う機能
- ・人材育成（地域の担い手や社会的起業家など）
- ・「まちのひろば」への支援
- ・地域メディアやソーシャルメディア³⁰を活用した情報の受発信
- ・新たな参加、交流のきっかけづくり
- ・各区の特性に応じて必要とされる機能 等

(3) 「ソーシャルデザインセンター」の形態

7区横並びに同じものを設けるのではなく、区の独自性を踏まえて検討し、設置についてもできるところから進めていき、最終的には区ごとに1か所の「ソーシャルデザインセンター」の設立を目指します。

また、色々なテーマや規模ごとに複数のプラットフォームが併存することも考えられることから、その目的に合わせて対話の場づくり、機能、エリア、テーマ、主体等のあり方について検討していきます。

1、2年間試行的にモデルをつくって経験知を共有し、検証しながら徐々に高次機能を付加していくことが考えられます。

30 ソーシャルメディア... SNSなどを通して、誰もが参加可能な双方向型のメディア

また、時間の経過とともに取組が硬直化したり、社会環境との乖離が生じることを防ぐために、プラットフォームをつくる際には、例えば3年、5年といった一定期間を経過した段階で事業の検証を行います。

(4) 「ソーシャルデザインセンター」への行政の関わり方～モデル創出へ～

市民主体の運営を理想としつつも、立ち上げ段階において、ボランティア組織による持続的な運営は困難であると考えられることから、専門的な知識と技術を有するNPO法人等による運営も考慮しながら、行政として必要な支援を行います。

その際は、専門性の高いコーディネーターや地域のために働きたいと考える若年層を含めた有償によるスタッフの配置や地域人材の活用について支援する一方で、旧来の手法である行政事務局の設置や、いわゆる官製NPOの設立といった行政主導の関わり方はしないこととします。

また、運営予算について、立ち上げ時には、地域課題対応事業の活用（既存事業の整理）も考えられますが、将来的にはビジネスモデルの導入やクラウドファンディング³¹の活用等、自主財源による運営を見据えたものとするのが望ましいことから、行政からの委託に頼らずに、NPO、大学、企業との連携による運営や、多くの主体が知恵を持ち寄り創発していくしくみの検討も必要と考えます。

「ソーシャルデザインセンター」への行政の関わり方自体が、市民創発型の活動に対する行政参加の新しいモデルとなるように取組を進めていきます。

(5) 区における行政への参加のあり方検討

「新たなしくみ」の区域レベルの機能の一つとして、これまで区民会議が担ってきた「区における行政への参加」のしくみを確保する観点から、区民の多様な意見を反映する制度のあり方について検討を進めます。

また、その制度と「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性について検討します。

政令指定都市という大都市における都市内分権の機能という視点や既存制度の運用における課題等を踏まえ、丁寧に議論を進めていきます。



31 クラウドファンディング... インターネット等を用いて、不特定多数の人から資金等の協力を調達すること

4 地域レベルと区域レベルにおける「新たなしくみ」とその関係性について

身近な地域の中で様々な活動やつながりづくりを進める地域レベルの「まちのひろば」に対して、区域レベルの「ソーシャルデザインセンター」は、市民創発型の多様な主体の連携により、区域全体をカバーするテーマ包括的なプラットフォームとします。そして、「まちのひろば」に加えて、テーマや地域別に展開する多様なネットワーク（サブプラットフォーム）など、区域における様々な活動に対して、コーディネートや求められる支援を行い、地域における多様な社会的資源を生み出していくように取組を進めます。



※図中の各図形は概念的に多様な主体の存在を例示したもので、実際の活動量等の大きさを表すものではない

5 既存施策の方向性

(1) 区民会議について

指定都市においては、地方自治法第252条の20の規定で、条例で「市の区域を分けて区と区役所（区の事務所）を置く」とされていますが、本市においては、法に定める区・区役所のあり方に加え、自治基本条例第19条において、「参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、区を設け、区役所を置く」としています。そして、それぞれの区において、区民会議は、「参加と協働による地域の課題解決」を目的として設置され、これまで課題解決に向けた調査審議を行ってきました。また、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区政及び市政に反映するように努めることで、区における行政への参加の機能も併せて担ってきました。

区民会議の「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、市民創発による「新たなしくみ」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待されることから、「新たなしくみ」に引き継がれるとともに、より身近な小さな単位での活動や多くの人々の参加など、一層充実されていくものと考えられます。

このため、現行の区民会議制度は廃止し、「新たなしくみ」の構築を進めます。

区民会議が担ってきた「区における行政への参加」の機能については、その制度のあり方について検討を進めます。

なお、制度のあり方検討については、全区において「ソーシャルデザインセンター」が立ち上がるまでに結論を出します。

(2) まちづくり推進組織について

まちづくり推進組織が果たしてきたこれまでの役割やその成果、そして抱える課題等を踏まえ、区ごとの状況に応じて、活動休止や廃止も視野に入れ、将来的なあり方について、関係者との丁寧な対話などを通じた整理・検討を行い、遅くとも「ソーシャルデザインセンター」立ち上げまでには、結論を出していきます。

(3) 区民活動支援コーナー等及び市民提案型事業等について

区民活動支援コーナー等の各区市民活動支援拠点については、これまでの役割や成果と課題等を踏まえ、区民活動支援コーナー等の活性化に向けた検討や、「新たなしくみ」の考え方に沿って、現在の中間支援機能との関係性にも留意しつつ、場の提供に留まらない新たな機能の追加等も含めた今後のあり方の整理・検討を行います。

また、各区における市民提案型事業等（宮前区においては資金支援事業補助金）については、これまでの役割や成果と課題等を踏まえ、公益財団法人かわさき市民しきん等、民間主導のコミュニティファンドとの連携をはじめ、かわさき市民公益活動助成金など、各種助成金や補助金との関係を整理し、「新たなしくみ」の考え方に沿った市民創発を促すような機能の強化に向けて取組を進めます。

いずれの事業においても、「ソーシャルデザインセンター」との機能分担、又は「ソーシャルデザインセンター」の一部機能としての再構築について、併せて検討します。

6 町内会・自治会等、住民自治組織に関する新たな取組の方向性

(1) 町内会・自治会に関する新たな取組

① 町内会・自治会の基本的な属性

町内会・自治会は、地縁による結びつきに由来する「住民自治組織」として、暮らしやすい地域社会を築くため、住民相互の親睦を深め、信頼関係を構築し、様々な取組を通して地域の課題を解決する重要な主体の一つといえます。

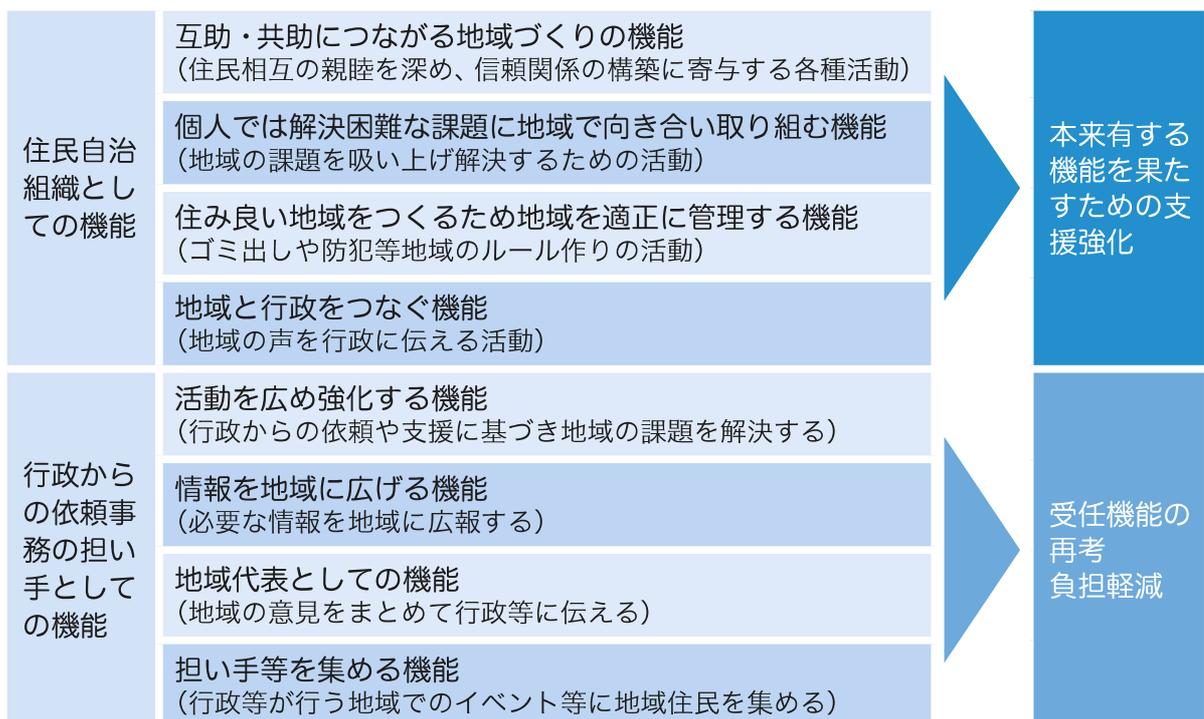
② 町内会・自治会の特徴

町内会・自治会の特徴としては、一定の地域を単位としたまとまりであること、加入単位が原則として「世帯」であり、対象の地域に居住する世帯が自由に加入できること、地域の課題に包括的に取り組んでいることといった点が挙げられます。さらに、これらの地域活動に加えて、歴史的な経緯により、様々な行政からの依頼事務を担うとともに、行政の協働のパートナーとして地域と行政をつなぐ等の重要な機能を担ってきました。

地理的な近接性を有する居住地をつながりとしたコミュニティにしか担うことができない機能は、災害時の「自助」、「共助」の取組や、地域包括ケアシステムにおける「自助」、「互助」の取組を進めていく上でも重要なものとなっています。

③ 町内会・自治会の機能と現状

町内会・自治会が本来有する機能は住民自治組織としての機能ですが、歴史的な経緯により、行政からの依頼事務の担い手としての機能も担ってきました。しかしながら、行政からの多くの依頼事務を担ってきたことが、本来の住民自治活動を阻害する要因の一つとなっています。



④ 町内会・自治会に関する取組の基本的な考え方

これまでも、価値観の多様化や生活スタイルの変化により、町内会・自治会活動は様々な影響を受けてきましたが、今後見込まれる更なる社会経済環境の変化は、「家」や家族のあり方自体を更に変化させることが予測されます。

このため、町内会・自治会が、これに適切に対応し、地域における親睦や信頼を深め、様々な分野における地域課題の解決に取り組み、暮らしやすい豊かな地域社会を実現する主体の一つとして、これまでである面では行政都合であった関係性を見直し、住民自治組織としての町内会・自治会と行政との真のパートナーシップを築き、多様な主体との連携を進め、10年後も住民自治活動に自立的かつ活発に取り組んでいることを目指します。

そして、そのために必要な取組について、川崎市全町内会連合会等、町内会・自治会の意見や「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」等を踏まえて検討します。

⑤ 取組の方向性

取組の方向性 1	町内会・自治会が自主的に、地域の課題等を共有し、解決に結びつける取組を適切に支援します。
取組の方向性 2	これまでである面では行政都合であった関係性を、町内会・自治会の意思が尊重される関係性にシフトできる手法等、柔軟かつ適切な取組を推進します。
取組の方向性 3	町内会・自治会の多様性を前提に、その個性と自主性を尊重し、町内会・自治会同士や様々な主体が連携し、役割や負担を分担して取り組む課題等、様々な手法により課題解決に取り組むための適切な支援のあり方等について検討します。

⑥ 町内会・自治会への具体的な支援の考え方

町内会・自治会への理解の促進	<ul style="list-style-type: none">川崎市市民自治財団や川崎市全町内会連合会等と連携し、効果的な手法を検討します。町内会・自治会未加入者に向けた町内会・自治会の担っている役割や活動内容の周知について、様々な主体と連携した更なる取組を推進します。
個別支援の強化	<ul style="list-style-type: none">個々の町内会・自治会と一層の信頼関係を深め、町内会・自治会の状況やニーズを適切に把握し、個々に必要とする支援のあり方について検討します。個々の町内会・自治会の相談等について、適切につなぐための取組を推進します。個々の町内会・自治会だけでは課題の解決が困難な場合は、近隣の町内会・自治会同士の連携や、市民活動団体や企業等と結びつけることで、活動を支援するしくみについて検討します。
負担軽減	<ul style="list-style-type: none">住民自治活動の更なる活性化に寄与することを基本として考え方を整理し、各所属が主体的に負担軽減に取り組むことができるように、依頼を行う場合の判断基準等の明確化に取り組みます。さらに、負担軽減を進めていくためには、その有効性や必要性を含めた個々の行政からの依頼事務における性質や体制等の分析、検証を行った上で、取組手法等について検討します。
市民創発に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none">町内会・自治会の主体性を尊重し、それぞれの実情や意向を踏まえ、様々な主体との相互理解のもと、互いに尊重し合う関係の構築を促進します。さらに、様々な主体が連携した取組を促進するためには、区における「ソーシャルデザインセンター」等とも連携して、各主体のニーズを把握し、適切にマッチングすることが必要であり、これをきっかけとした幅広い関係を構築していくことで、市民創発につながる取組を支援します。

(2) マンションコミュニティ等の住民自治組織に関する新たな取組

高度経済成長期に建設されたマンション等では、建物の老朽化や居住者の高齢化による課題が表面化している現状に加えて、現在建設が進む大型集合住宅等において、将来予測される課題も視野に入れる必要があります。

また、マンションには、小規模マンションから1,000戸を超える大型マンションや、団地型やタワー型マンションに加え、ワンルームマンション等、様々な形態があります。さらに、居住形態には、分譲と賃貸といった違いだけでなく、シェアハウス等の形態が広がっています。加えて、市内には市営住宅等の公営住宅もあり、個々の集合住宅の状況は、まさに千差万別となっていることから、それぞれの状況を踏まえた対応が求められています。

① マンション等に関する連携強化に向けた取組

高齢者や子育て世代の孤立やコミュニティ形成、防災対策など多くの課題に加えて、空き室の増加等に伴う管理不全がマンションにおいて発生することは、マンション内に留まることなく、周辺環境にも影響を及ぼすことから、これらの課題を個別マンションの課題と捉えるだけでなく、地域の課題として捉える必要があります。そして、これらの課題解決に向けては、マンションにおける所有者自治が適切に機能し、マンション住民の主体的な参画により適切な意思決定がなされる体制が、円滑に機能することが求められることから、コミュニティ施策に留まらない施策間の連携の強化を図るとともに、合わせて行政内部における推進体制の構築を進めます。

加えて、マンション間において課題等を共有することで個別のマンションの課題ではなく、共通課題として一般化し、マンション住民が主体となった取組を促進するため、先行的な区役所における取組を参考にしつつ、マンション間における様々な情報を共有することのできるネットワークを構築する等の支援に取り組みます。

② マンション等におけるコミュニティ活動の促進に向けた取組

これまで、自治会等を設立しているマンションや、町内会・自治会に加入しているマンションとは、行政として一定の関係性を構築することができていますが、管理組合等がコミュニティ活動を行っている場合やコミュニティ活動を全く行っていない場合には、これまでの区役所等の取組と整合を図りながら、個々のマンションの状況等を把握する必要があります。

その上で、マンションの資産管理を行う上でコミュニティ形成に資する活動がもたらす効果や課題等に加え、管理組合等がコミュニティ形成に資する活動に取り組んでいる場合の考え方や、マンション内の住民自治組織（管理組合等）と行政との関係性を改めて整理し、適切な支援手法等について検討します。

また、地域との関係性を考慮した場合、所有者自治だけでは適切な関係性を構築できない可能性があることから、居住者自治を確保し、同じ地域にある戸建住宅とマンション相互の強みをいかし、弱みを補完し合えるような良好な関係性を築くための手法について、マンションの規模や建物の形態等によって個々のマンションの状況が異なることを踏まえるとともに、マンションにおいてコミュニティ活動を進めていく上での法的課題についても専門家の意見を伺いながら検討します。



7 市域レベルの「新たなしくみ」の今後の方向性

(1) 中間支援組織の連携強化と効率的・効果的な支援体制の構築

全市的な中間支援機能を担う各出資法人等においては、分野別の全市的な中間支援組織として、NPO法人などの各種団体等を対象とした支援に取り組んできましたが、今後はその対象を広げつつ、各種団体等の事業の目的、成果だけを捉えるのではなく、市民創発に向けて、それぞれの事業が及ぼす効果を多面的に捉えて、支援やコーディネート等に取り組んでいくことが求められます。

このため、各出資法人等が持つ情報や支援メニュー等の共有を図り、連携を強化することで、より効率的・効果的な支援に取り組んでいきます。

(2) 多様な主体による地域コミュニティ形成の支援のための機能等の見直し

コミュニティ関連の団体（川崎市市民自治財団など）においては、多様な主体の連携による地域コミュニティの形成を支援することを目指すとともに、将来的なあり方について検討します。

特に、川崎市市民自治財団においては、市民自治財団自身が現在の地域コミュニティの現状や動向を見据えて、今後の市民自治活動を支援するために、相談機能やプロデュース機能等、必要とされる支援体制を検討していきます。さらに、行政との役割分担を含め、専門的な人材の確保等を検討します。

また、かわさき市民活動センターが、地域拠点としてのこども文化センターを運営してきたことから、施設の地域化や事業のあり方など、地域コミュニティ形成への関わり方を検討します。

「かわさき市民公益活動助成金」については、各区における市民提案型事業や補助金、公益財団法人かわさき市民しきん等のコミュニティファンドなどとの連携や役割分担のあり方について検討します。

(3) 「ソーシャルデザインセンター」との有機的連携、新たな役割の創出

全市的な中間支援機能を担う各出資法人等においては、かわさき市民活動センターが中核となつて、区域レベルの「ソーシャルデザインセンター」との連携を進め、テーマに応じて柔軟に役割を果たし合えるような関係性を作り出し、これまでの蓄積を生かしつつ、ダイナミックに展開される市民活動に対応した機能・体制を構築します。



かわさき市民活動センターの事業の一場面



1 行政スタイルや組織のあり方

(1) 既存の分野別計画等の整理・検討と政策統合への模索

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンをはじめとした関連する各局区所管の分野別計画やその他のプラン、事業等の整理・検討を行い、課題設定の的確さ、事業手法の有効性、課題解決の到達度等について分析しつつ、事務事業間の連携強化と地域における総合化を進めます。

行政施策は、防災、環境、福祉など、ある特定の目的を持ってそれぞれ進められますが、地域はひとつであることにより、コミュニティ施策の観点から、より良い地域づくりに向けた縦割り行政の解消と、複数の施策を総合的に進める政策統合に向けた可能性を探ります。

(2) 「質的改革」と新たな行政スタイルの構築に向けて

これからの自治体は、単なる「サービス・プロバイダー³²」から公・共・私が入り合う場を設定する「プラットフォーム・ビルダー³³」に転換する必要があるといわれています。

本市においては、「市民創発」と「市民自治」をより推進するために、複雑化する課題に対して、公費を直接投入し、その解決を図る従来型のサービス提供手法や行政主導の協働スタイルを見直し、地域の自治の力を育むことにより、多様な主体による市民創発型の課題解決ができるような業務の進め方や予算のあり方等の検討を行ってまいります。

特に、活動に対する支援は行政だけが行うのではなく、市民ファンドや企業等と連携した多様な資金支援や地域における資金循環が生まれるしくみについて、ふるさと納税制度の活用等も視野に入れながら検討を進めます。

さらに、効果的・効率的に推進するために、施策評価に当たってはコミュニティ形成に貢献したかなどの要素も踏まえるとともに、ICT等の更なる活用の推進を図り、組織の最適化についても合わせて検討し、行政が担うべきこれからの役割に相応しい新たな自治体像の構築を目指していきます。

(3) 徹底したプロセス重視と新たな参加手法の導入

これまで以上にプロセスを重視し、従来行われてきたアンケート調査やパブリック・コメント手続、タウンミーティング、出前説明会はもとより、ワークショップ、無作為抽出した代表による市民討議会「プランクスツェレ」、コンセンサス会議³⁴、サイエンスカフェ³⁵などの各種参加手法の導入や、地区カルテの協働作成、論点集の提示などにより、引き続き、市民の参加と熟議を可能とするプロセスの導入を試みていきます。



川崎区つなごるまちづくり会議

32 サービス・プロバイダー... サービスを提供する主体

33 プラットフォーム・ビルダー... 新しい公共私相互間の協力関係を促進するための基盤を構築する主体

34 コンセンサス会議... 専門家による必要な情報を事前に市民に示した上で、市民による話し合いにより、合意を導く会議手法

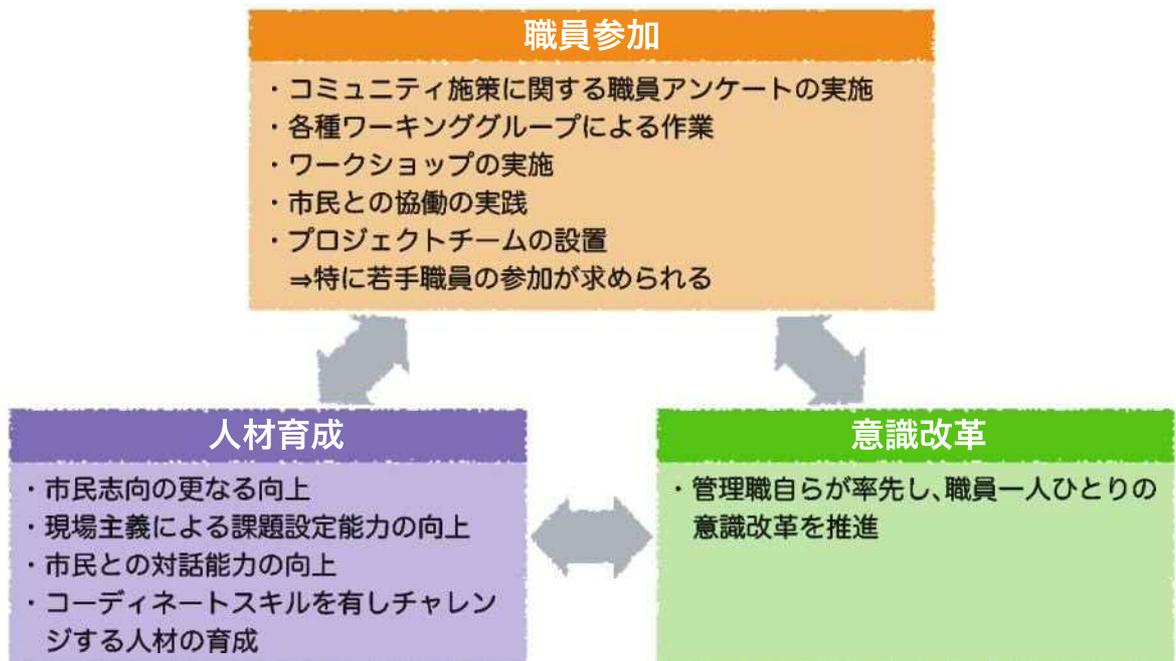
35 サイエンスカフェ... カフェのような気軽な場所で、科学や哲学などの学術的な問いに対して、話題提供者と参加者の間で意見交換、議論する場

2 職員の意識改革や人材育成

(1) 職員参加と意識改革の推進

社会状況の変化に適応し、新しい課題に積極的に取り組む「先駆自治体」と、漫然と前例を踏襲する「居眠り自治体」との格差が拡大していると言われています。こうした状況においては、職員個人や組織としての政策形成能力の向上が求められており、更なる職員参加やその意識改革が必要です。

コミュニティ施策に関する職員アンケートの実施をはじめ、各種ワーキンググループによる作業、市民との協働を実践するため、ワークショップの実施など、これからの時代を担う若手職員の参加を推進するとともに、市民志向の更なる向上、現場主義による課題設定能力と市民との対話能力の向上を図るだけでなく、コーディネートスキルを有し、チャレンジする人材の育成を進めつつ、管理職自らが率先し、職員一人ひとりの意識改革を推進します。



(2) 政策形成能力と実行力の向上

コミュニティ施策に係る人材育成においては、姿勢、態度と、知識、技術のそれぞれを能力と捉え、向上させていくことが求められます。このため、地域の様々な現場等における市民の何気ないつぶやきの中からデータには現れにくい政策課題を見出す感性や姿勢を磨くことが求められます。また、職員一人ひとりの能力向上と同時に、組織として職員の問題意識を受け止め、新たな政策開発や具体的な課題解決につなげていくことも必要です。

一方、行政だけでなく民間のデータ等やICTを活用してデータを蓄積し、多角的な視点で分析することで、現状や政策課題をより的確に把握し、将来的な予測を行い、データを活用した政策形成能力を高めるよう、技術面での人材育成を進めます。

さらに、コミュニティに関わる様々な法改正などの各種情報を的確に把握し、職員一人ひとりの情報量を高めるとともに、色々な部局の職員や区役所の職員等が横断的にチームをつくり、多様で豊富な情報を基にした政策デザインができるような体制を整えるとともに、それを具現化できるよう、実行性を高める取組を進めていきます。

1 これからの検討課題等

市民検討会議ワークショップや各種ワークショップ、そして川崎市コミュニティ施策検討有識者会議など、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の策定に向けた検討段階では、基本的考え方の枠組みの中だけでは捉えきれない、多岐にわたる論点が出されました。そうした中から、これからも引き続き検討すべきと考える重要な論点について、「これからの検討課題等」として整理し、問題提起します。

(1) 「政策統合」の更なる推進

総合行政の視点からの社会政策としてのコミュニティ施策と福祉、都市計画、教育行政等との連動・連携をはじめとする地域における総合化、政策統合、ポリシーミックス³⁶のあり方について、その課題と可能性、将来的方向性等について、検討が求められます。

(2) コミュニティ施策の推進と区としての総合行政の展開

区役所改革の基本方針を踏まえ、地域情報の把握や事務事業レベルでの地域での総合化を推進するために、現行の区役所組織のあり方やセクション間の連携のあり方等を見直し、区における総合行政機能の更なる向上が求められます。

(3) 区における多様な参加と様々な利害関係者（マルチステークホルダー）による熟議プロセスの確保

多様な政策形成プロセスにおいて、無作為抽出（ランダム・サンプリング）など新たな参加手法を導入するとともに、様々な利害関係者（マルチステークホルダー）による熟議の場を確保し、その二つを有機的につなぐしくみの構築を進め、区におけるガバナンスの強化を進めていくことが求められます。

(4) 地域における多様な社会問題も踏まえたライフステージに応じた専門家のネットワーク型支援

現在、区役所職員が地域を支援する取組を進めていますが、ライフシフト時代を視野に入れ、財産管理、空き家対策、終活支援など、行政の取組と合わせ、地域の様々な専門家のネットワークの構築により、一人ひとりのライフステージに応じたきめ細やかな支援体制を構築していくことが求められています。

(5) 小さな単位での地域データの把握と活用

現在、把握している各種データを、町丁別や100メートルメッシュなどの小さな単位で整理し、その経年比較や将来予測を行い、市民とその地域データを共有しながら、今後の政策形成における基礎的資料として活用していくことが求められます。

(6) エリアマネジメントによる戦略的まちづくりや持続可能なコミュニティ形成

川崎駅周辺や新百合ヶ丘駅周辺等、それぞれの地域課題や資源といった、その特性を踏まえ、中長期的な目標を立て、様々な政策資源を導入し、エリアマネジメント手法の導入等により戦略的なまちづくりの展開を目指します。

36 ポリシーミックス... 政策目標を達成するために、いくつかの政策を効果的に組み合わせること

また、武蔵小杉駅周辺地域や新川崎駅周辺地域等において、まちづくり活動を行うNPO法人等がマンションコミュニティに代わって地域との結びつきをつくる取組等、様々な主体による活動が広がりを見せており、持続可能なコミュニティ形成を目指して、適切な連携や支援のあり方についての検討が求められます。

(7) 地域に対する愛着の醸成～まちを好きな人が多いと、まちは良くなる！～

「市制100周年（平成36（2024）年）とその先の未来」を視野に入れ、学校教育におけるまちづくり学習を深め、多様な生涯学習の場を増やしつつ、シチズンシップ教育³⁷の取組を推進します。また、ブランドメッセージ、かわさきパラムーブメントと連動しつつ、広く市民の都市に対する誇りや愛着（シビックプライド）等の醸成と再生が図られるような取組が求められています。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

³⁷ シチズンシップ教育... 市民としての資質・能力を育成するための教育。また、社会の中で円滑な人間関係を維持するために必要な能力の教育

2 今後の進め方

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」は、概ね10年後の平成40(2028)年を目標年次とし、その10年後のコミュニティの理想像を「希望のシナリオ」として描きつつ、その実現に向けて、今から取り組むべきコミュニティ施策の羅針盤として示したものです。次の5つの視点をもとに、その具体的展開を図っていきます。

(1) 参加と現場主義に基づく検討と協働による施策推進

「基本的考え方」に基づく施策の具体化に向け、引き続き、多様な参加と現場主義に基づき検討作業や施策立案に取り組んでいきます。また、その推進に当たっては、具体的な事業手法や各主体が果たす役割等を確認しながら、多様な主体間の協働により、市民創発型のこれからのコミュニティの理想像の実現に向け、取組を展開していきます。

(2) 横断的な庁内推進体制の整備と効果的な事業展開

これまでの「今後のコミュニティ施策のあり方検討会議」を改組し、新たに「(仮称)コミュニティ施策推進会議」として、横断的な庁内推進体制を整備し、互助や地域づくりの取組は長い時間を必要とすることから、各所管で進められた様々な取組の効果や課題等を確認し、そこで得られた知見等を共有するなど、より効果的な事業の展開を図っていきます。

(3) スピード感を重視した展開

早急に着手すべき事業、早期に着手可能な事業については、できることからスピード感を持って取り組むことによって、その効果を早期に顕在化させ、施策全体の効果的な推進を目指していきます。

(4) モデル・プロジェクトによる効果的な事業推進

既存の各種地域資源を寄せ集め(ブリコラージュ)、限られた財源を効果的に活用しながら、試行的なモデル・プロジェクトを優先的、かつ重点的に展開していくことによって、その成果や事業の考え方を広く施策全体へ波及させ、より相乗的、効率的に目標を達成することを目指していきます。

(5) スモールスタートによる事業の実体化と見直し時期の設定

既存概念や従来型の思考方法に捉われず、同時に形式的に硬く柔軟性の低いしくみを当初から導入するというのではなく、スモールスタートによる新たな社会実験的な事業に積極的に取り組みつつ、その検証作業を繰り返し、試行錯誤しながら徐々に高次機能を付加していくこととします。また、事業の見直し時期を事前に設定することで、惰性的な事業推進による弊害の回避を目指します。

この「基本的考え方」に基づく取組については、3年を目途にその検証と見直しに取り組みます。

資料編

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定過程

平成29年度 (2017年度)	市民参加・意見聴取等	庁内検討
4月	「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」報告書に基づき、検討	
5月	第1回区総合行政推進会議 5月16日(火)	
6月	「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」報告書を踏まえた今後の検討について	
7月	企画調整連絡会議 8月1日(火) 政策・調整会議 8月7日(月)	
8月	「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」検討方針	
9月	各区区民会議委員への区民会議休止に関する説明 (各区区民会議全体会議及び専門部会等へ全11回)	かわさき市民アンケート (市民自治の実態について) 有効回収数1,500標本
10月	庁内検討部会準備会(課長級) 10月24日(火)	
11月	まちづくり推進組織関係者によるワークショップ (全3回) ・11月6日(月) ・11月27日(月) ・1月17日(水) 述べ123名参加	
12月	区民会議委員へのアンケート調査 回答者数185名	町内会・自治会アンケート 有効回答件数493件
1月		
2月	区民会議意見交換会 2月2日(金) 42名参加	第1回庁内検討部会(課長級) 2月22日(木)
3月	第1回庁内検討会議(部長級) 3月8日(木)	

平成30年度
(2018年度)

市民参加・
意見聴取等

有識者会議

庁内検討

4月

「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」に関する取組状況について

第1回区総合行政推進会議
4月20日(金)

5月

町内会・自治会との意見交換会

- ・5月9日(水) 中原区
- ・6月13日(水) 麻生区
- ・6月18日(月) 幸区
- ・6月27日(水) 宮前区
- ・7月5日(木) 川崎区
- ・7月6日(金) 高津区
(高津地区)

第1回有識者会議
5月28日(月)

第1回庁内検討部会(課長級)
6月27日(水)

6月

・7月10日(火) 多摩区

第2回有識者会議
7月9日(月)

第1回庁内検討会議(部長級)
7月5日(金)

7月

市民検討会議WSの開催

- ・8月4日(土) 中原区
 - ・8月5日(日) 宮前区
 - ・8月18日(土) 麻生区
 - ・8月19日(日) 高津区
 - ・9月8日(土) 多摩区
 - ・9月15日(土) 川崎区
 - ・9月16日(日) 幸区
- 延べ210名参加

第3回有識者会議
8月3日(金)

コミュニティ施策意見交換会兼第2回区総合行政推進会議
7月17日(火)

職員ワークショップ
7月23日(月)

8月

9月

第4回有識者会議
9月13日(木)

第2回庁内検討部会(課長級)
※依頼時に意見照会を実施
10月23日(火)

10月

第5回有識者会議
10月3日(水)

第2回庁内検討会議(部長級)
10月26日(金)

11月

パブリックコメントの実施
・11月19日(月)～1月4日(金)

団体等への出前説明会
・11月2日(金)～

素案の公表

企画調整連絡会議
10月31日(水)

第3回区総合行政推進会議兼政策・調整会議
11月6日(火)

12月

全市シンポジウム
12月9日(日)

第6回有識者会議
1月29日(火)

第3回庁内検討部会(課長級)
2月26日(火)

1月

2月

区ごとに市民創発型の新たなしくみづくりに向けた取組(ワークショップ、意見交換会など)

第3回庁内検討会議(部長級)
3月7日(木)

企画調整連絡会議
3月14日(木)

3月

策定・公表

第4回区総合行政推進会議
3月19日(火)

政策・調整会議
3月22日(金)

川崎市コミュニティ施策検討有識者会議

コミュニティ施策の基本的考え方およびコミュニティ施策の基本的考え方に基づく施策推進の進捗状況に関し、学識経験者による市民意見の整理や専門的知見から助言をいただくために有識者会議（懇談会）を設置しました。

氏名	肩書
小島 聡	法政大学人間環境学部教授
後藤 純	東京大学高齢社会総合研究機構特任講師
谷本 有美子	公益社団法人神奈川県地方自治研究センター理事・研究員

(50音順)

【第1回】

日時 平成30(2018)年5月28日(月)午後4時30分～7時00分

- 議事 1 これまでの経緯と今後の進め方
2 コミュニティ施策の目指すものについて
3 個別の項目(3つの施策)について
(1) 区域レベルのこれからの中間支援機能について
(2) 地域レベルの居場所づくり、プレイスメイキングについて
(3) 町内会・自治会について

【第2回】

日時 平成30(2018)年7月9日(月)午後4時00分～6時40分

- 議事 1 議事録の確認および前回の論点整理と対応について
・前回議事録の確認
・これまでのコミュニティ施策の経過と地域の現状と課題
・「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」を考えるにあたって
2 地域レベルの居場所づくり・プレイスメイキングについて
3 区域レベルにおけるプラットフォームの機能について

【第3回】

日時 平成30(2018)年8月3日(金)午後1時30分～4時30分

- 議事 1 議事録の確認及び前回の論点整理と対応について
2 町内会・自治会に関するコミュニティ施策について
3 マンションコミュニティに関するコミュニティ施策について
4 市域レベルのコミュニティ施策について

【第4回】

日時 平成30(2018)年9月13日(木)午後3時00分～5時30分

- 議事 1 市民検討会議ワークショップ(8月開催分)の報告について
2 議事録の確認及び前回の論点整理と対応について
3 既存施策の方向性について
4 「今後のコミュニティ施策の基本的考え方」(素案)の骨子案について

【第5回】

日時 平成30(2018)年10月3日(水)午後4時00分～6時30分

- 議事 1 市民検討会議ワークショップの報告について
2 議事録の確認及び前回の論点整理と対応について
3 「これからのコミュニティ施策の考え方」(素案)について

【第6回】

日時 平成31(2019)年1月29日(火)午前9時30分～11時30分

- 議事 1 全市シンポジウムの報告について
2 パブリックコメントの報告について
3 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の策定に向けて



市民検討会議ワークショップ

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」について、有識者会議における意見聴取と並行して、各区でワークショップ形式の市民検討会議を開催し、そこで出た意見等を反映させました。

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
開催日	9/15	9/16	8/4	8/19	8/5	9/8	8/18
開催場所	unicourt	新川崎タウンカフェ	中原区役所会議室	にこぶら新地	宮前区役所会議室	多摩区役所会議室	麻生区役所会議室
参加者	35名	25名	30名	26名	34名	30名	30名
グループワークのテーマ	①「こうなったらいいなと思う10年後の地域の姿」を出し合おう ②「こうなったらいいなと思う10年後の地域の姿」を実現させるためのアイデアを出し合おう						

当日の様子



全市シンポジウム「希望のシナリオ」～これからの地域づくりを考える～

これまでの取組を振り返るとともに、市長スピーチによる「なぜ、いまコミュニティなのか」、そして、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の素案を紹介し、意見交換を行いました。

- 日時 : 平成30(2018)年12月9日(日)
第一部13:30～16:50 第二部17:05～18:15
- 場所 : エポックなかはら7階大会議室
- 参加者 : 91名
- プログラム: ①これまでの取組の振り返り
②市長スピーチ ～なぜ、いまコミュニティなのか～
③「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」(素案)の説明
④区ごとの意見交換タイム
⑤全体意見交換会

当日の様子



「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」

川崎市
平成31(2019)年3月

(問い合わせ)

川崎市市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課

TEL 044-200-1986

FAX 044-200-3800

E-mail 25kyodo@city.kawasaki.jp

イラスト：イスナデザイン



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市